

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

成功したビジネスモデルは他社に真似されるため、市場は同質化していきます。同質化を避けるためには独自の道を探り、変化するお客様の望む価値を提供し続けなければなりません。

数多くの成功事例を記憶した囲碁の人工知能とプロ棋士との対戦はプロ棋士が負け越しましたが、人工知能の欠点も見つかりました。人間と同様に劣勢に陥ると焦って定石にない手を重ねるということです。問題を見つけ、基本に戻り、原因の本質を解決していく中に成長があります。

逆境の時こそ真価が問われる時です。

私の書棚より

- 中小企業は、自社と同じサイズの「小さなマーケットで大きなシェアを取る」のが正しい。弱者である中小企業が目指すのは「地域でナンバーワンになること」「商品ひとつでもナンバーワンになること」です。
- 新しいことを試みるときに、成功する確率は 50%。失敗する確率も 50% です。こう考えていくと、6 回も失敗すれば成功の確率は 99% になります。

「1日 36万円のかばん持ち」
小山昇著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□個人間の不動産の譲渡価額は、相続税評価額ではなく時価によることとされています。時価を下回る価額で譲渡した場合には、その価額が著しく低い価額とみなされたときは、時価との差額に相当する金額は、不動産を譲渡した人から贈与により取得したものとされます。

ただし、時価の判定も難しく、また、時価からどの程度低い価額が著しく低い価額に当たるのかについては、個々の具体的な事案に基づき判定されることになります。

特に親族間においては、近隣の取引事例、不動産鑑定評価、公示価格等により妥当な譲渡価額を設定する必要があります。

□法人が役員や社員の死亡に当たって行う社葬費用は、戒名料、墓石、仏壇、仏具、香典返し費用等遺族が負担すべき費用を除き、通常要すると認められる金額は、支出した日の属する事業年度で損金の額に算入することができます。

また、香典を法人の収入とせず遺族の収入とすることも認められています。

これに対して、役員の結婚式は社会通念上私的行事に当たりますので、その費用を会社の費用とするることは認められません。この場合には役員に対する賞与となり、損金不算入となります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽に問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11日)
15日	○給与所得者異動届出
30日	○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○5月、8月、11月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき 5月 2日)

30日	○4月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 28日)
-----	---